

2024 年 7 月 7 日

研究休暇報告書

南山大学長

ロバート・キサラ殿

所 属 法学部・法律学科

職氏名 教授・洪恵子

受入研究機関等：自宅及び研究室

期間：2024 年 4 月 1 日～2024 年 6 月 30 日

目的 国連・人種差別撤廃委員会の判断の分析および国際刑事法の現代的課題に関する論文の執筆

(以下、本文)

私は 3 か月間の研究休暇の間、主として 2 つの研究課題に取り組んだ。

その第一は、国連・人種差別撤廃委員会の判断の分析である。私は 2018 年 1 月から 2022 年 1 月まで国連・人種差別撤廃委員会の委員を務めた。その間の人種差別撤廃委員会が下した諸判断のなかで、とりわけ個人通報手続に関する判断の分析を行った。すなわち人種差別撤廃条約上の個人通報という制度はどういう手続であり、またこれまでどのような事例が検討されたかを（2016 年以降の）事例について詳細に検討を加えた。現在、日本は人権条約における個人通報（制度）をいずれの条約についても受け入れておらず、また人権条約に基づく通報制度は準司法的手続であると理解されているが、果たしてこのような理解が人種差別撤廃条約における個人通報制度に妥当するかを検討した。その成果は論文としてすでに完成させることができ（「人種差別撤廃条約における個人通報制度」）、近日中に公開される予定である。

また第二は、これまで続けてきたように、国際刑事法の現代的課題に関する論文の執筆を行った。まず 2014 年に共編者として第 2 版を出版した国際刑事裁判所(ICC)に関する基本書（東信堂『国際刑事裁判所』）の第 3 版を刊行することになり、ICC における受理許容性の問題についての章を執筆した。この本はこの秋に刊行予定である。さらに研究費補助金の助成を受けて取り組んでいる欧州逮捕状制度に関する研究（基盤研究(C)(一般)、課題番号 22K01179「国際刑事協力における行政府と裁判所の役割分担の再検討—欧州逮捕状を手がかりとして」）についての論文の執筆を開始した。

以上